

流通・活用制度部会の活動報告

流通・活用制度部会の再開

審議内容

※平成21年～23年に活動していた部会(部会長:宇賀克也東大教授)を、メンバーを変更して再立ち上げ。
 ※その間に3回開催したため、今年度の第1回は、「第4回」としている。

- ・地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン(測量成果等編)
 - ・地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン(測量成果等編)
- の改正に向けた検討

スケジュール

個人情報

- ・第4回 令和4年12月5日
- ・第5回 令和5年3月6日
- ・第6回 令和5年5～6月ごろ予定

二次利用

- ・令和5年度～令和6年度前半に3回程度

委員

部会長	井上 由里子	一橋大学大学院法学研究科 教授(測量行政懇談会委員)
	生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科 教授
	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所 パートナー弁護士
	伊藤 文徳	会津若松市企画政策部情報統計課 主幹
	杉本 直也	静岡県交通基盤部政策管理局建設政策課 課長代理
	友岡 史仁	日本大学法学部 教授
	山本 佳世子	電気通信大学大学院情報理工学研究科 教授

各ガイドラインの位置づけ

- **個人情報保護**への配慮

「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」（地理空間情報活用推進会議）
「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（測量成果等編）」（国土地理院）

- **知的財産権**等への配慮

「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン」（地理空間情報活用推進会議）
「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン（測量成果等編）」（国土地理院）

地理空間情報活用推進基本法(平成19年8月29日施行)

第三条(基本理念)

9 地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、地理空間情報の流通の拡大に伴い、**個人の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮されなければならない。**

第十五条（個人情報の保護等）

国及び地方公共団体は、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、**個人情報の保護のためのその適正な取扱いの確保、基盤地図情報の信頼性の確保のためのその品質の表示その他の必要な施策を講ずるものとする。**

第1期地理空間情報活用推進基本計画(平成20年4月15日閣議決定)

第II部 第2章 4. 個人情報の保護等の地理空間情報の活用に当たって配慮すべき事項

(1)個人情報の保護

次のような事項について、地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインを策定する。

- 1) **個人情報保護**の観点から何らかの措置が必要な地理空間情報かどうかの**判断指針**
- 2)法令等により開示・閲覧が認められている**個人情報を含む地理空間情報の提供の在り方**
- 3)地理空間情報の提供に当たり**個人情報の保護のためにとるべき加工措置や提供制限などの措置**
- 4)**個人情報を保護しつつ**有益な地理空間情報の提供を促進するために必要な、**適切な地理空間情報の管理手法**

(2)データの二次利用

次のような事項についての地理空間情報を扱う際の実務上のガイドラインを民間を含めた体制で検討し策定する。

- 1)国、地方公共団体等が**基盤地図情報を含む地理空間情報を整備する際の、元データの知的財産権等の処理や業務受注者との契約関係などの知的財産権等に関する取扱方法**
- 2)国、地方公共団体等が**地理空間情報を外部提供する際の、二次利用の許諾や制限、データ利用約款などの知的財産権等に関する取扱方法**

第4期地理空間情報活用推進基本計画(令和4年3月18日閣議決定)

第II部 4 (3) ② 地理空間情報の整備・流通・利活用のための基準・ルール等の整備・運用

・国の安全等の確保、**個人情報の保護、知的財産権の保護等について、地理空間情報の高度化や、位置情報の活用の進展、オープンデータや二次利用に対する民間ニーズ等を踏まえつつ、ルール等の整備を行う。**国の安全等の確保の観点からは、地理空間情報に関する技術的進展や衛星による撮像頻度の向上等を踏まえ、データの悪用リスク等に備えた必要なルール整備や各種措置等についての検討を行い、秩序ある地理空間情報の流通・利活用を実現する。【内閣官房、関係府省】

○個人情報保護法R5改正

①地方等施行分反映 ②規律移行法人(国立研究開発法人等)適用

○H23以降に作業規程の準則及び測量作業マニュアルに追加された技術

①利用提供推進の考え方 ②実務上の取扱い

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3	R4	R5	...	
個人情報保護法の主な見直し								●					●		●	●	●	●
								H27年改正 個人情報保護法関連 (平成27年法律第65号、 平成28年法律第51号 等)					R2年改正 個人情報保護法関連 (令和2年法律第44号)		●	●	●	●
地理空間情報活用推進基本計画	●				●					●					●			
	第1期基本計画 [H20.4閣議決定]				第2期基本計画 [H24.3閣議決定]					第3期基本計画 [H29.3閣議決定]					第4期基本計画 [R4.3閣議決定]			
技術進展 (主な作業規程・ マニュアル類等)					●			●					●					
					作業規程の準則 [H25.3改正] (航空レーザ測定の適 用拡大 等)			作業規程の準則 [H28.3改正] (車載写真レーザ測 定の導入 等)					作業規程の準則[R2.3改正] (三次元点群測量(地上レーザ・UAV)、地上レーザ測 量、UAV写真測量 等) マニュアル類[R2.3策定] (UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マ ニュアル、車載写真レーザ測量システムを用いた三次 元点群計測マニュアル)					
政府ガイドライ ン			●											●		●		
			個人情報ガイドライン初版 [H22.9策定]											個人情報ガイドライン改正 [R4.6策定]		個人情報ガイドライン 改正予定[R5年]		
測量成果等ガイ ドライン				●										●		●		
				個人情報ガイドライン初版 [H23.9策定]										個人情報ガイドライン改正 [R4.11策定]		個人情報ガ イドライン 改正予定 [R5年]		
					整合、 測量成果等に特化													

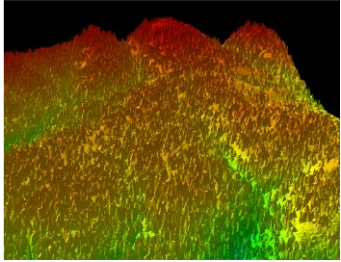
政府ガイドラインに整合、測量成果等に特化

本検討の成果は令和5年度改正分に反映予定

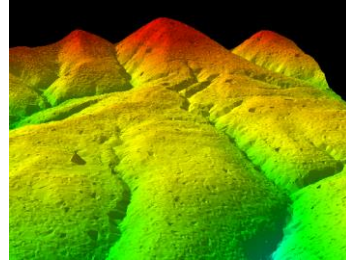
個人情報ガイドライン(測量成果等編) の検討状況

近年の測量技術の動向

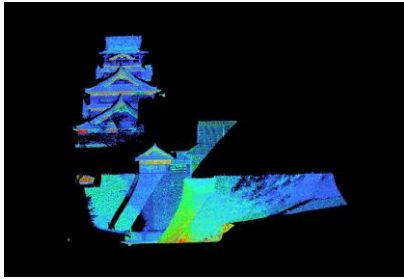
○ 3次元点群データ (航空機、MMS、TLS、UAV等によるレーザ測量)



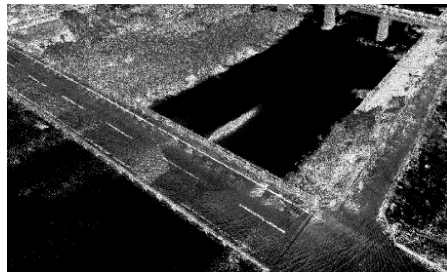
航空レーザ測量による点群データ
(構造物の高さを含んだもの)



航空レーザ測量による点群データ
(構造物等を除いた地表面)



TLS(地上スキャナ)による点群データ

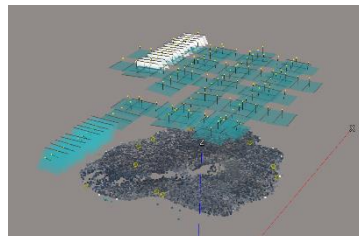


手持ちスキャナによる点群データ

○ 詳細な画像データ
(車載カメラ、航空機カメラ、衛星カメラ、UAV搭載カメラ等による撮影)

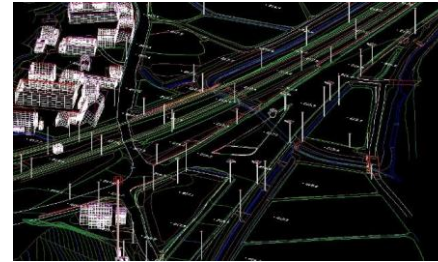


車載カメラによる写真画像

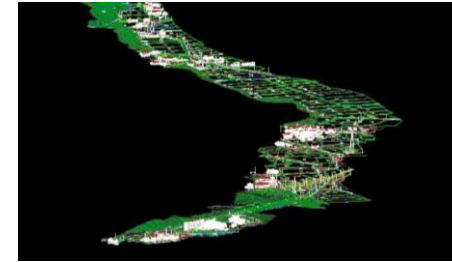


UAVによる写真の撮影

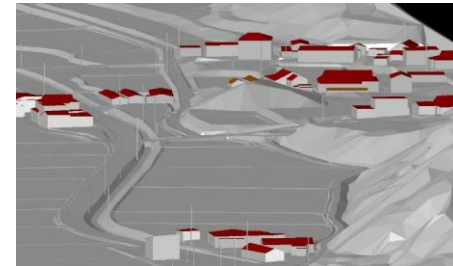
○ 標高データ・画像データ・3次元点群等の組合せによる図化データ



3次元数値図化データ
(点群等を元に3次元地図を作成)



3次元数値図化データ(遠景)
(点群等を元に3次元地図を作成)



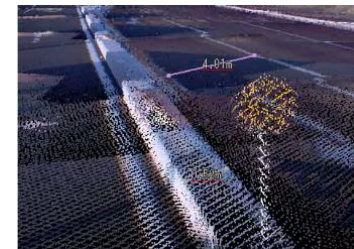
3次元構造化データ
(3次元地図等を元にTINデータを作成)



3次元構造化データ+点群データ
(TINデータと点群データに画像を重ねて着色)



3次元形状を復元したデータ
(複数の画像から3次元形状を復元)



点群データ
(点群に画像を重ね合わせて着色)

○新たに測量成果等への写り込みに関して整理が必要。

現行 ガイドライン

- 測量成果等に個人情報が含まれているかを整理。
- 具体例として、「地図」、「空中写真・衛星画像等」の個人情報の該当可能性を示している。

着目点

- 新しい測量技術を用いることにより、測量成果等に写り込みにより、意図せず個人情報が含まれる可能性がある。
 - ✓ 従来の技術では分解能等が低く個人が特定できなかったが、技術進展により特定される 等
- 各測量技術による測量成果等には、個人を識別できるような形での写り込みが起こりえるか。

- 3次元点群データ(点群データ): 3次元測量で得られた3次元座標を持った点データの集合
(以下、本資料では「点群データ」と表記)
- 点群データに、色の情報を持たせることも可能。
 - 色つき点群データ: 各点に写真と同じ色を持たせたもの
 - 反射強度点群データ: 各点に反射強度に応じた色を持たせたもの

3次元点群データ(点群データ)

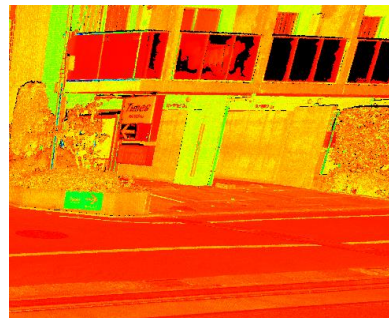
3次元測量によって得られた3次元座標を持った点データの集合。

色の情報をもたせた3次元点群データ

色付き点群データ

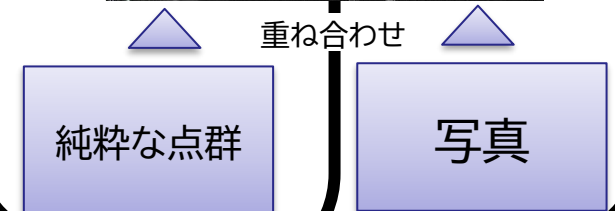
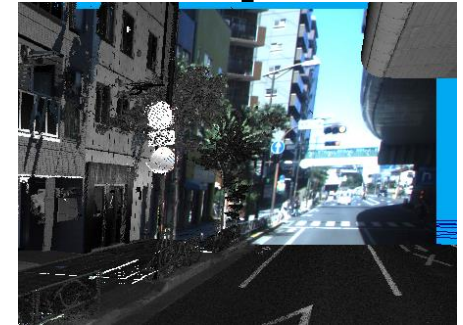


反射強度点群データ



3次元点群データと他の情報を重ね合わせ **写真**

写真付き点群データ



カメラ画像・点群データの個人情報該当性(案)

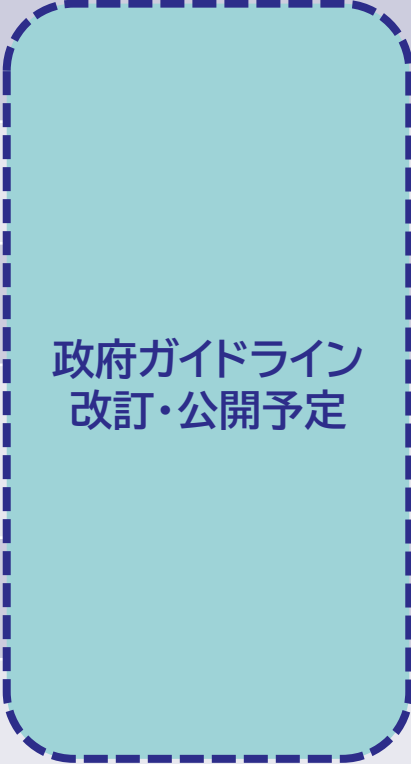
- 測量作業で取得されるカメラ画像・点群データについて、個人情報への該当性を検討した。
 - MMSおよび地上レーザ取得時にカメラ画像を取得する場合、単独で個人情報に該当する可能性がある。
 - UAVで取得される写真、地上レーザで取得される点群データは、通常の測量作業で想定される手順等では単独では個人情報に該当しないが、条件によっては個人情報に該当する可能性が生じる。

カメラ及びレーザスキャナーの搭載先	カメラ画像への写り込み	点群データへの写り込み
航空機	単独では個人情報に該当しない	単独では個人情報に該当しない (点密度が疎である(約4~16点/m ²)ため個人の特정이困難)
UAV	単独では基本的には個人情報に該当しない (通常の測量作業で想定される飛行では個人情報に該当しないが、UAVを極端に人に近接させる飛行を行う、カメラを斜め方向に据え付けるなどの条件を満たす場合は、個人情報に該当する可能性がある)	単独では個人情報に該当しない (作業規程の準則で規程される点密度(約400点/m ²)でも個人の特정이困難)
自動車(MMS)	単独で個人情報に該当する可能性がある	単独では個人情報に該当しない (作業規程の準則で規程される点密度(約400点/m ²)でも個人の特정이困難)
地上(バックパック、手持ち等)	単独で個人情報に該当する可能性がある	単独では基本的に個人情報に該当しない (極端に近接したうえで、かつカメラ画像を用いて色付き点群を出力した場合は、個人情報に該当する可能性がある)

※上表は各成果物を単独で扱う場合の個人情報該当性を整理したものである。カメラ画像と点群データを同時に保有する場合には、点群データが単独で個人情報に該当しない場合でも、カメラ画像との照合によって個人の特정이可能である場合は、容易照合性の観点から個人情報に該当する可能性がある。

今後のスケジュール

○ 次回の検討部会でガイドラインの修正版をご報告予定

時期	対応事項	関連する動き
R5年3月6日(第5回部会開催) ～1週間程度(3月13日頃)	○意見照会期間 本日時点のガイドライン案・解説書案に対して ご意見を頂く	 <p>政府ガイドライン 改訂・公開予定</p>
R5年3月下旬頃	第5回部会のご意見、意見で頂いたご意見を 踏まえた対応方針をご報告	
R5年4月頃	ガイドライン案・解説書案の個人情報保護委員 会・関係各省との調整	
R5年5月～6月頃	○第6回流通・活用制度部会 ガイドライン案・解説書案の修正版をご報告 →部会長一任(想定)	
R5年6月頃	ガイドライン案・解説書案の個人情報保護委員 会・関係各省との最終調整	
(必要に応じて) R5年夏頃	○第7回流通・活用制度部会 -発行予定のガイドライン・解説書のご説明	
R5年夏頃	測量行政懇談会へ報告	
R5年夏頃	○測量成果等編ガイドライン(R5年度改正版)、 解説書の公表	

※その後、本部会において二次利用ガイドライン検討(～R6年前半まで)